

中央市家庭学習用モバイルルーター等貸与要綱

令和4年2月4日

教育総務課内規

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央市立小中学校に在籍する児童生徒への家庭学習等の実施を支援するため、モバイルルーター等（以下「機器類」という。）を貸与に必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 機器類の貸与を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 中央市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者
- (2) インターネット環境が整備できない世帯
- (3) 中央市児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年中央市教育委員会告示第8号）第6条に規定する認定を受けている者

(貸与対象機器)

第3条 本要綱により、中央市教育委員会が貸与する機器類は、別表のとおりとする。

(貸出申請)

第4条 機器類を借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等貸出申請書(様式1号)を中央市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(貸出決定)

第5条 教育長は、前条の申請を受けた時は、その申請内容を審査し、機器類の貸出の可否を決定し、中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等貸出承認（不承認）決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2. 機器類の貸出期間は、前条の貸出の決定をした日からその日の属する年度の末日までとする。

3. 機器類の貸出期間は、前条の貸出の決定を受けた者(以下「申請者」という。)の属する世帯につき1台とする。

(貸出料)

第6条 機器類及び通信料は無償とするものとし、電気料等機器類の使用に伴う費用は、

申請者の負担とする。

(申請者の遵守事項)

第7条 申請者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 機器類をモバイルルーター取扱い説明書により適切に使用し、常に良好な状態で管理しなければならない。
- (2) 申請者は、機器類を中央市教育委員会が認める家庭学習の目的以外に使用してはならない。
- (3) 申請者は、機器類を譲渡し、転貸し、又は処分してはならない。

(貸出承認の取り消し等)

第8条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めた時は、貸出決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により機器類の貸出の決定を受けた時。
 - (2) 法令又はこの要綱に違反した時。
 - (3) その他教育長が不相当と認めた時。
- (2) 教育長は、前項の規定により、貸出の決定を取り消した時は、中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等貸出承認取消通知書(様式3号)により、当該申請者に通知するものとする。

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する時は、当該事由が生じた日から起算して7日以内に機器類を返却するものとし、返却に当たっては、中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等返却確認書(様式4号)により、中央市教育委員会が行う点検及び確認を受けるものとする。

- (1) 貸出期間が終了した時。
- (2) 児童又は生徒が中央市立小中学校に在籍しなくなった時。
- (3) 第2条に該当しなくなった時。
- (4) 前条に該当する時。

第10条 貸出期間中に生じた機器類に起因する事故は、市の責に帰する事由を除き、申請者がその責任を負わなければならない。

2. 機器類を紛失・棄損した場合は、中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等紛失・破損等報告書(様式5号)を速やかに中央市教育委員会に提出し、申請者の負担によ

り現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると教育長が認める時は、この限りではない。

3. 教育長は、申請者が前条に定める返却期限までに機器類の返却に応じない時は、機器類に相当する額を中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等相当額請求書(様式6号)により申請者に請求するものとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月4日から施行する。

別表(第3条関係)

機器類	数量(※1世帯分)
モバイルルーター	1
モバイルルーター取扱い説明書	1
SIMカード	1
USBケーブル	1
ACアダプター	1

中央市教育委員会教育長 様

中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等貸出申請書

申請者 住所
氏名
電話番号 印

中央市家庭学習用モバイルルーター等貸与要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。また、貸出を受けるに当たり、つぎの同意事項に同意します。

対象児童・生徒	ふりがな		
	氏名		
	学校名	学校	学校
	学年等	年 組	年 組

記

同意事項

- (1) 貸出期間中に生じたモバイルルーター等に起因する事故は、市の責に帰する自由を除き、申請者がその責任を負うこと。
- (2) モバイルルーター等は、児童生徒又は生徒の学習目的以外に使用しないこと。
- (3) モバイルルーター等は、取扱い説明書により適切に使用し、常に良好な状態で管理すること。
- (4) モバイルルーター等を譲渡し、転貸し、又は処分してはならない。
- (5) 貸出期間が終了した時、又は貸出対象者でなくなった時は、当該事由が生じた日から起算して7日以内に中央市教育委員会に返却すること。
- (6) モバイルルーター等を紛失し、又は棄損した時は、中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等紛失・棄損等報告書を提出するとともに、申請者の負担において現状に回復し、又は損害を賠償すること。
- (7) 以上のほか、中央市家庭学習用モバイルルーター等貸与要綱の定めに従うこと。

以上

様式第2号（第5条）関係

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

中央市教育委員会
教育長 印

中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等貸出承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等の貸出については、中央市家庭学習用モバイルルーター等貸与要綱第5条の規定により、つぎのとおり決定したので通知します。

記

モバイルルーター等の貸出	承認・不承認
対象児童・生徒名	
貸出回数	
不承認の理由	
貸出方法	当該貸出対象である長子の在籍校より貸出

以上

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

中央市教育委員会
教育長 印

中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等貸出承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で貸出を決定した中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等について、中央市立家庭学習用モバイルルーター等貸与要綱第8条の規定により、つぎの理由により貸出の決定を取消したので通知します。

記

対象児童・生徒名	
取消の理由	

以上

様式第4号（第9条関係）

中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等返却確認書

返却日： 年 月 日

申請者： 印

対象児童・生徒名：

【返却時確認チェックリスト】

返却時の状況	返却時異常の有無		異常の内容
本体の動作	有	無	
破損・キズ等の状況	有	無	
本体に破損・以上がある場合は紛失・破損等報告書（様式第5号）を提出			
SIM カード	有	無	
モバイルルーター 取扱説明書	有	無	
USB ケーブル	有	無	
AC アダプター	有	無	

【その他特記事項】

--

上記のとおり返却時確認をいたしました。

年 月 日

確認者

印

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

中央市教育委員会 教育長 様

中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等紛失・破損等報告書

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

中央市家庭学習用モバイルルーター等貸与要綱第10条2項の規定により、つぎのとおり紛失・破損の経緯を報告いたします。

記

対象児童・生徒名	
モバイルルーター	(紛 失 ・ 破 損)
紛失・破損時の日時	年 月 日 () 時頃
紛失・破損時の状況	(紛 失 ・ 破 損) 時の状況等分かる範囲内で記入

以上

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

中央市教育委員会
教育長 印

中央市立小中学校児童生徒用モバイルルーター等相当額請求書

中央市家庭学習用モバイルルーター等貸与要綱第10条第3項の規定により、つぎのとおり請求します。

記

対象児童・生徒名	
金 額	円
期 限	年 月 日まで
納 付 方 法	納付の納入通知書による

以上